

特集

結婚差別にみる複合差別

——部落外出身女性にとつての結婚差別——

齋藤 直子

要 約

本稿は、部落出身の男性と部落外出身の女性とのカップルが結婚差別を受けた際、女性の「自立的态度」と「反差别的態度」の形成が結婚差別の乗り越えに重要な役割を有していることを明らかにする。結婚差別を乗り越える際、部落外出身の女性はこのふたつの態度を同時に獲得しなければならない。なぜなら、結婚に反対する親への「自立的态度」の形成は、親の差別意識に対して「反差別態度」を示すことを通じて達成されるのであり、逆に親への非「自立的态度」は親の差别的態度との共犯関係に陥るといふように、一方の態度形成／非形成は他方のそれに影響を与えるからである。このような態度形成のプロセスについて、事例から詳細に検討していく。

一 はじめに

結婚差別に遭遇したカップルには、二つの組み合わせがある。部落出身女性と部落外出身男性カップルと、部落外出身女性と部落出身男性カップルである。結婚差別

について考察するとき、その「中心人物」となるのは多くの場合は部落出身の男女であるが、本稿では少し視点を変えて、部落出身者との結婚を望む部落外出身者に注目したい。さらに、タイトルにもあるとおり本稿は「結婚差別にみる複合差別」がテーマであり、結婚差別において部落差別と女性差別が二重に存在することによる困

難について考察することが目的となる。したがって本稿の対象とする範囲は、部落外出身女性にとつての結婚差別という限られたものである。

しかし、部落外出身女性にとつての結婚差別に注目することは重要である。なぜなら、「部落外女性×部落男性」カップルのケースにおいて、部落外出身女性の「(女性としての)自立的态度」と「反差别的態度」が結婚の成否を大きく左右するからである。また女性に限ったことではないが、自分の親が「差別者」に豹変する場面に直面することが、その子どもにとつてどのような体験であるのかということについて、掘り下げて考える必要があると思われる。

以上のことから、本稿では結婚差別における部落外出身女性の「自立的态度」と「反差别的態度」の果たす役割について考察していく。

二 「複合差別論」

事例の分析に入る前に、タイトルにもある「複合差別」の概念について簡単に整理しておきたい。この概念は、複数の差別相互の関係について整理するために上野千鶴子が用いたものである「上野一九九六」。上野は、差別

相互の関わりという観点から、差別を「単層差別」「重層差別(多元差別)」「複合差別」の三つに分類している。「単層差別」とは、差別の次元が単一であるものをいう。「重層差別」は、「複数の差別が重層化し、蓄積している状態」である。「複合差別」は「多元差別のうち、差別相互の関係にねじれや逆転があるもの」をさす。しかし、「ねじれや逆転」という概念が厳密に説明されていないので、具体的にどのような状況を示すのかは明確でない。定義が曖昧であることも関連して、「重層差別」と「複合差別」は区別されずに使用されている現状がある。本稿でも、部落と女性の相互の関係について事例をもとに分析をすすめていくのだが、その際にそれらが「重層差別」なのか「複合差別」なのかを厳密に問うことが目的ではないので、以下では総称的に「複合差別」と呼ぶことにする。

なお、本稿でいうところの「差別」の概念について、つけ加えておきたい。「差別」と、「抑圧」や「困難」は厳密には異なった概念である。しかし、本稿では「部落女性への抑圧」や「主体性の無視」といったものも、「差別」の一側面として捉えることとする。

三 結婚差別における「反差別的態度」と「自立的態度」

部落出身男性との結婚を望む部落外出身女性が、自分の親や親戚から結婚差別を受けたとき、彼女が一番はじめに説得しなければならぬ相手は、たいていの場合は彼女の親になるだろう。逆に、親は娘に対して、親の言うことを聞いて結婚を諦めることを要求するだろう。このとき、息子に対してよりも娘に対してのほうが、より「従順である」ことが要求されると思われる。

ここで、ひとつの統計を参考にしてみよう。内閣府「平成一三年第二回青少年の生活と意識に関する基本調査」では、父親・母親に「子どもに望む性格特性」および「子どもに望む暮らし方」を、子どもの男女別に問うている。「子どもに望む性格特性」の項目は、回答の多い順に「思いやり」「規則を守り、人に迷惑をかけない公共心」「責任感」「礼儀正しさ」「人前で自分の意見をはっきり言う力」「自分で物事を計画し実行する力」「協調性」「忍耐強さ」などの一三項目である（複数回答）。「思いやり」は全体で六三・六％とすべての項目の中で最も高いが、女子を持つ父親（七三・六％）でとくに高く、どちらか

といえは女子に期待される特性であるといえる（女子を持つ母親六九・四％、男子を持つ父親五三・三％、母親五九・二％）。一方、三番目に回答の多い「責任感」は、男子に期待されている（男子を持つ父親四三・四％、母親四四・七％。女子を持つ父親三一・〇％、母親三五・〇％）。それ以下の回答は、回答の割合が二割程度と低いものの、「人前で自分の意見をはっきり言う力」「自分で物事を計画し実行する力」「忍耐強さ」が男子に、「協調性」が女子に望まれている。

「子どもに望む暮らし方」の項目は、回答の多い順に「身近な人との愛情を大事にする」（五六・九％）、「社会や他の人々のためにつくす」（二八・四％）、「経済的に豊かになる」（九・一％）、「その日、その日を楽しく生きる」（七・二％）、「自分の趣味を大切にしていく」（五・六％）、「良い業績をあげて、地位や高い評価を得る」（一・五％）の六項目である（ひとつを選択）。「身近な人との愛情を大事にする」が全体では過半数を占めているが、女子を持つ父親および母親で特に高く、男子を持つ父親よりも約二〇ポイント高い（女子を持つ父親六二・九％、母親六四・六％。男子を持つ父親四三・四％、母親五六・一％）。一方、男子を持つ父親は「社会や他の人々のためにつくす」が高くなっている（男子を持つ父親二六・九％、母親

一五・七%、女子を持つ父親一九・五%、母親二二・五%)。

以上のことから、女子は「思いやり」・「協調性」という性格特性や、「身近な人との愛情を大事にする」という暮らし方が望まれる傾向がある。男子は、「思いやり」だけでなく「責任感」・「人前で自分の意見をはっきり言う力」・「自分で物事を計画し実行する力」・「忍耐強さ」という性格特性も同時に望まれ、「身近な人との愛情を大事にする」暮らし方だけでなく「社会や他の人々のためにつくす」暮らし方もまた肯定される。すなわち、女子はどちらかといえば私的な領域において人と争わず「協調性」をもち、「愛情」を重視することが望まれる。男子の場合は、女子と同様に身近な人々への「思いやり」や「愛情」も重視されているけれども、その一方で能動的で自立性を持ち、公的な領域において活躍することもまた期待される。

以上のことをふまえて、結婚差別における「(女性としての)自立的态度」について考えてみよう。娘に望まれる「思いやり・協調性」や「身近な人との愛情を大事にする」ことは、たしかに人間にとって重要な特性・暮らし方には違いない。しかし、親と娘との意見が対立したとき、これらの特性・暮らし方は違った意味を帯びる。つまり、「思いやり・協調性」あるいは「愛情」を向け

る対象はほかならぬ親であることが要求されるのであり、それは親に対して「従順である」ことを意味する。男子にも親に対する従順さが期待されないわけではないが、その一方で能動性や自立性が期待されているため、親への反抗が好意的に解釈される回路が存在する。女子の場合は男子ほどは能動性や自立性が賞賛されるわけではない。そのため、「従順な良い子」をやめることは男子よりも困難が伴うと思われる。

ところで結婚差別において、親に対して「従順である」ということは何を意味するだろうか。それは、結婚における「(娘の)主体性の無視」を意味するだけでなく、親の「差別的態度」に同調せよということの意味する。それに対抗するためには、「従順な良い娘」であることを放棄し親を説得する「自立的态度」をとると同時に、「反差別的態度」を身につけなければならない。さらに、親と部落出身男性との「仲介役」として両者の言い分を伝える役割を担わなければならない。ときには両者の板挟みにあうことも考えられる。

しかし二重の困難にもかかわらず、これら乗り越えて結婚に至る女性は少なくない。以下では事例研究を通じて、部落外出身女性の「自立的态度」と「反差別的態度」が同時に形成されることが結婚差別を乗り越える際

に重要であることを示したい。

調査データは、大阪府二〇〇〇年調査の「被差別体験調査」と、二〇〇〇～二〇〇三年にかけて結婚差別研究会が独自に行った調査、さらに一九九八～九九年にかけて部落解放・人権研究所が行った調査から引用している^③。

四 分析1—「自立的態度」と「反差別的態度」の形成

本節では、部落外出身女性の「自立的態度」と「反差別的態度」の形成によって、結婚に反対する両親の説得に成功した事例を紹介する。

1 事例1 (Aさん 女性 四〇代 部落外出身)

Aさんは子どもの頃、部落内にあるアパートに住んでいたことがあった。また、高校生のとき部落問題について自主的に調べて「発表」した経験がある。このように、Aさんは部落問題に一定の知識や関心を持っていた。そして、保育士の資格を取得して初めて勤務したのが「同和保育所」であった。就職先の保育所での経験も、Aさんの部落差別に対する知識を養っていった。

(保育所で)「解放歌」とかちっちゃい子がね、歌つて

ると泣けてくるんですよ、すごく一生懸命ね、明るい歌ではないんですけども暗い歌だから、それを子どもたちが毎朝一生懸命歌うと、なんか知らんけど泣けてくるなあみたいな感じが、すごい印象としてありましたね。だから「この子たちが差別されるの許されへんな」みたいなんは、かえってそういう歌をね歌ってたからすごい意識が。

保育所で与えられたことを一生懸命する中でね、少しずつ、なんか(部落差別は)おかしいなあとか疑問に思えることとかが出てきたかなって。

Aさんは、彼女が勤務している地域で部落解放運動をしている男性と交際を始めた。部落出身であることは「悪いことではない」と考えたAさんは、親にそのことを話した。しかし、両親は男性との交際を猛烈に反対した。

お母さんもいろいろと部落のことは本も読んだりとかして、勉強して、で、「部落が悪いってとかそんなことば思っていない」って。

「あなたが結婚するのは自由やと思うけども、あなたが部落に行ったことで、他のいとこの子が結婚する時に差別を受けて好きな人と結婚できなかつたら、あなたはそ

れをどう責任とれるの」って。「あなた一人の問題じゃないよ」っていう話を最初言われたんですよ。

「あなたはまだ若いねんから、これが一回だけの恋愛だけじゃないって。もっと先にもっと素敵な人に出会えるかもしれないねんから、なんでここで決めないとあかんの」って（いうことも言われた）。

今までは本当になんか手がかからなくて楽だったみたいで、母親が「二十何年間今まで親に逆らったことがない、なんでこの段になって親に逆らうの」みたいな話をされたりとか。

Aさんたちが辛い思いをしているのをみて、男性の母親は「駆け落ち」を勧めてくれた。

私が「すごく反対されてるんですけども」って言ったら、「じゃあ何も持つてこなくてもいいから体一つで出ておいで」って言うてくれはったんです。だけど私はやっぱり「自分の両親も大事ですから、その大事な両親が賛成した上で結婚したいんですけどもう少し待って下さい。もうちょっと両親を説得してみます」っていうことでまた説得に入って。

最終的には、夫の「人柄の良さ」が認められ結婚を容認された。しかし代わりに、部落には住まない、解放運動の仕事はやめる、子どもはつくらない、そして結婚式では部落のことについてふれないという条件を提示された。だがAさんカッブルは、その条件を受け入れることはできなかった。かれらは、両親に結婚の容認をもらうことも、両親に部落問題を理解してもらうことも、両方ともあきらめなかった。最終的にはふたりの努力の甲斐あって、結婚式で出身を隠すこと以外の条件は事実上、反故にされた。現在はAさんの両親は、反差別の態度を示してくれている。

説得の努力の継続には、地域の同じような経験をした人々が相談にのってくれたことが助けになったようだ。最後に、地域の仲間についての語りを紹介しよう。

主人の仕事場の方が夫婦で、（部落内外で）結婚してはって、……だいたいわかりますよね（Aさんたちが）反対されてるっていうのが……、それでなんか食事に誘ってくださって、その時にいろんな話をしてくれて、「がんばりなさいね」みたいなかんじで。

その人たちも（結婚差別の経験が）ちよつとあったんかもしれないんですけども、「両親に話をしなあかん時

があるんだったら、自分たちでいいんだたら話しに行
くよ」つみたいなことは言ってもらいました。

2 事例2 (Bさん夫妻 Bさん七〇代女性 Cさん八

〇代男性) ともに部落出身)

この事例は、Bさん夫妻の子どもや、地域の若者たちの結婚差別に関するエピソードである。若い人々は、同和教育を受けてきたことよって部落問題を正しく理解しているという。そのおかげで、Bさん夫妻の居住している部落にも、親の反対にもかかわらず結婚に至ったカップルが多数いるという。なかには、逆に親を説き伏せる「しつかりした娘」もいるそうだ。

聞き手…(Bさん夫妻の息子の結婚差別について) 最初
のとき(結婚する前)の反対はかなり厳しかったんで
すね。

B…そうです。
聞き手…もう絶対に認めないという。

B…そうです。もう何回も(親が)連れに来たんですけども、本人が帰らないからねえ。もう、すぐに連れて帰ってもまた……来たんですよ。だからもう親も諦めて。

C…まあ、今は同和の問題についても同和教育をやってますわな。あれがやっぱり若い人には相当有益になってますね。親が反対してもね、あべこべにね、しつかりした娘やったらあべこべにね、親を説き伏せるくらいしてでもね、結婚しとる人もたくさんおるし、この村も一般ところからでも親が反対されても来とる子もおりますわ。たくさん。

以上が、部落外出身の女性の「自立的態度」と「反差的態度」が形成された事例である。

事例1では、Aさんは両親にとって「良い娘」であったし、Aさんにとっても両親は「大事」な存在であった。その両親にとつて、部落出身の男性との結婚は親に「逆らう」行為であった。Aさんは、「今までは本当になんか手がかからなくて楽だったみたいで、母親が『二十何年間今まで親に逆らったことがない、なんでこの段になつて親に逆らうの』みたいな話をされた」と述べている。一方のAさんは、親への「愛情」ゆえに部落出身男性との結婚を両親に理解してもらいたかった。Aさんの選択は、結婚を諦めることでも駆け落ちすることでもなく、粘り強い説得を継続することだった。ここでは、「愛情」ゆえに「諦めてほしい」という親の立場と、「愛情」ゆ

えに「理解してほしい」というAさんの立場が対立している。

Aさんの事例からは、親に対する「思いやり」「協調性」や「愛情」とは、親に従順であることだけではないことが分かる。説得するという「自立的態度」は、「思いやり」や「愛情」を失うことではない。また、Aさんの場合、学校や職場における経験に裏打ちされた「反差別的態度」が説得の継続のバックボーンになっていると思われる。

事例2では、若い世代の夫婦では、何度連れ戻されても親元を飛び出してくる強い意志を持った女性や、反対する親を説き伏せるほどの女性が「たくさんおる」ということが語られている。これらは、同和教育の成果だとCさんは言う。同和教育による「反差別的態度」の形成が、自信をもって親を説得する「自立的態度」を支えるのではないだろうか。

五 分析2―「自立的態度」の難しさ

次に、女性の「自立的態度」と「反差別的態度」が形成されないことによって、結婚が困難になる事例をあげ

1 事例3 (Dさん 男性 一〇代 部落出身)

Dさんは数年前、部落外出身の女性との結婚を考えていたが、その両親から結婚を反対され破談になった経験がある。彼女自身はDさんが部落出身であることについて「そんなことは気にしない」と言っていた。しかし、彼女の両親と挨拶を交わした一週間後に、彼女のほうから結婚できないと伝えられたのである。Dさんは、彼女が「親に負けた」のだと考えている。

一緒になろうかみたいな話になった時に、ともかく相手の両親にもきちっとした形で挨拶には（行かなければならない）と思ってたんで、その時に挨拶しに行って、その時には「自分はこういう人間で（部落出身です）」っていう話をしたんですよ。そのあとですね。親のほうから（反対と）言われたみたいで。

（彼女の親が）自分の娘に（反対していると）言って、娘のほうから（そのことをDさんに伝えた）って感じですね……。正直、僕が告白した時に、親のほうから、はっきり言われたほうが、納得出来た（だろう）っていうのはおかしい言い方も知れないですけど、（実際に直接反対されていたら）気持ちの整理はついたと思うんで

すよ。つき合ってる彼女から言われたということは、彼女自体も親に逆らえなかったのかなという部分もあるし……。「親がどうしても言うんで」っていうことですね。彼女は、言い方おかしいかも知れないですけど、親に負けたっていうか。親自体が、どうしても「そういう人間とは一緒にさせたくない」っていうのは強かったみたいなんで。その後、電話しても取り次いでもらえなかったりとか、そういうふうな態度にすぐ変わったんで。これ以上続けると彼女にも迷惑かかると思ったんで、そのへんはもうきっぱり別れましたけどね。

彼女の親世代では偏見は根強く、部落に「嫁にやる」ことは娘が不幸になることだと考えていると、Dさんは推測する。

結局、親自体がそういう偏見を持ってたっていうことでしょね。

世代かもしれないですけど、部落差別の地域に住んでる人のところに嫁にやる、イコール不幸になるみたいな。結局その娘が不幸になる、イコール親もそういう目で見られるのが嫌やっていう部分もあると思うんですよ。

交際していた彼女は、Dさんが部落出身であることを「そんなことは気にしない」と軽く考えていた。そのことに対して、彼女が部落問題を正しく理解していたら破談には至らなかつたのではないかという落胆がある一方で、「同じ人間やんということでもみてくれてた」という気持ちも抱いている。

部落問題がますます残っててね、そういうのがあるっていうのが彼女自身ちゃんと捉え(られ)ていれば、実際親にはもつとはつきり(事前に)言ってたと思うんですよ。「今私の付き合っている人はこんな出身でこうこうで」っていうのは。でも、言うてなかつたような状態っていうのは、彼女自身がそれに対して軽く捉えてたっていうか、「へえ、そういう出身の人なんや」っていう程度でしか捉えてなかつたんで、まあ親に言う必要もなく、彼女は僕のことを普通の人やと思って、同じ人間やんということで見えてくれてたんだと思うんですけどね。

2 事例4 (Eさん 男性 二〇代 部落出身)

Eさんは部落外出身の女性と交際しはじめたとき、この女性に自分が部落出身であることを伝えるかどうか迷

ったのだが、「この人やつたら」末永くつき合っているかと判断したときにそのことを伝えた。彼女は「それでも全然オッケーで、つき合ってくれた」。彼女に部落問題の理解を深めてもらうために、部落解放運動の青年部活動に誘ったり、部落問題について話題を提供するなど努力した。

彼女の両親は、Eさんが部落出身であることを知っていた。彼女の父親はEさんたちの交際を黙認していたけれども、「まさか結婚の話が出てくるとは思わなかった」ようである。その頃、彼女の妹も交際相手との具体的な結婚話が浮上していたのだが、その妹カップルがEさんらの結婚に強固に反対した。

彼女自身は妹からそんな言われてショックやと。(妹の)ダンナさんのお母さんが、(姉とEさんが結婚するなら)妹の二人(妹カップル)を「それやつたら別れさす」というふうなことを言うてるんやないんやけども、そういう人やというのは、息子が言うんですって。それを妹も肌で感じながら。

妹は妹で、お父さんとかお母さんに、「Eさんとの結婚を)やめさせるように言うてくれへんか」という話を親にする。

このことをきっかけに、Eさんたちの関係が不安定になりはじめた。Eさんは、彼女の家族との話し合いを申し出たが、彼女は家族に会わせてくれなかった。

彼女は、僕にそんな(家族が結婚に反対している)話をする。なおさら、(Eさんは彼女の両親に)会わないかんとなりますよ。でも会わしてくれないんですよ。彼女自身が、妹を困らせたくない。自分の幸せよりもこっち(妹)の幸せの方が大事やと最初言う。「それおかしいんちゃうん」という感じになりますやん。「自分が幸せにならんと、他人の幸せもないぞ」と話をする。彼女が追いつめられる状況に。僕もやつぱり地元の青年部の先輩とかに、相談しながら。「あんまし突っ込んで、彼女自身がストレスたまつて、爆発する。もうちょっと間あいた方がええんちゃうか」という話で、少しずつ間あいてた。それが、いきなり別れてくれという話が向こうからきたんですよ。

「Eちゃんきらいや。だらしなしい」とかいう話をしてきて。で、「ほんまにそうなんか」という話をして、自分(の内心)を隠すんですね。

Eさんは、彼女の性格について次のように語っている。

(彼女は) 親を説得するとか、妹の親と話をするって
いうのは大の苦手で。自分が何かをする時、努力しよう
と思うんですけどそこから進まないタイプ。

彼女は自分に殻を閉じ込めてしまっ、しんどさを閉じ
込めてしまうタイプやから。

彼女の性格からすれば、俺に迷惑かけたくないとか、
親に迷惑かけたくないとかいうタイプなんですよ。

Eさんの交際相手は、Eさんと別れたことが精神的に
大きな負担になり、閉じこもるようになる。娘の体調を
心配した母親からEさんに連絡があり、もう一度会って
話をしてやってほしいと頼まれた。

(彼女と会って) 話を聞いていくと、「あの特別話を
したのは、自分の妹の家庭を守るためや」と。「向こう
の親とこっちの親がうまいこといくようにしたいから
や」と。「自分が犠牲になっても、そうしたかった。結
婚したかったけどそうせないかん立場や」と、いうふう
に言い出してんけど。結果、自分が身体こわして。何も
できない状況。彼女が言うてくれたのは、(好きなのは)
俺しかおれへん、と。ほんなら、これから二人で親を説
得し、やっていこうやないか、ということ話をしたん

ですけど。

Eさんは、両親に会いに行くことにした。実際に会っ
て話してみると、両親はEさんらの結婚に反対ではない
と言う。妹の結婚した先の親戚のせいにするのだ。

よくよく聞いてみると、お父さんもお母さんも反対で
はないと言うんですよ。でこう、お父さんテレビ観なが
ら僕の顔も見やんと「俺たちはもう、反対はしてないね
ん」そんなそぶり見せる。お母さんはお母さんでこう、
イケイケの人いうか、はつきりモノ言う人やから、うち
の娘のこと考えるんやったら結婚してくれてもええ、と
までは言わへんけども、やってくれてええと、いう話を
してくれるんやけど。お父さんはお父さんで「俺は全然
反対ちゃうで」いう感じやったんです。どっちやねん、
いう感じで。向こうの妹の親のせいにしてるんです。こ
れがやりきれなくて。「君達の意見は」というのがない。
でも会ったのが二回目やったから、そんなん突つけない
(強くは問いただせない) んですよ。

Eさんは、最終手段としては駆け落ちを考えていた。
一方、彼女は駆け落ちという選択肢は「本人の頭の中に

はそれはない」、「まわりに祝福されるような結婚をした
い」と考えている。

（Eさんの周りには駆け落ちをした友達がいるが）そ
ういうのを彼女は見ながら、「自分は駆け落ちしたくな
い、親に祝福されて結婚したい」というのがあるんで。
俺もそやと。ただ、「俺たちが結婚できんようになった
ら元も子もないから、最終手段はそれしかないぞ」とい
う話はしてる。それが最終手段かどうかわかりませんけ
ど。ただ、本人の頭の中にはそれはないんですよ。親に
祝福され、妹にも祝福されたい、まわりに祝福されるよ
うな結婚をしたいと。ま、理想です。そらそうですよね、
誰でも。

以上が、女性の「自立的態度」が形成されていないこ
とによって、結婚が困難になった事例である。結婚に反
対する親に対して「自立的態度」をとれない場合、結果
的に親の「差別的態度」に加担してしまうことに通じる。
つまり、「自立的態度」の未形成は「反差別的態度」の
形成をも阻害するのだ。

事例3では、女性が部落問題を取るに足らないことだ
という考え方から抜け出して、両親を説得したり部落問

題を理解しようとしていけば、事態は違う方向に進んで
いたかもしれないという思いを起こさせる。

事例4では、女性は部落問題についてEさんを通じて
学んでいたけれども、妹の「幸せ」を願う「親に迷惑か
けたくない」という気持ちから、Eさんとは一度別れて
しまった。

彼女らとその家族にとって、部落出身の男性との結婚
は親不孝であり、両親に対する「思いやり」や「協調性」、
「愛情」に反するものとみなされている。彼女らは、長
年「いい子」であったがゆえに、「自立的態度」をとる
ことができない。だが事例1のAさんの事例が示してい
るように、親に対する「思いやり」「協調性」や「愛情」
とは親に従順であることだけではない。粘り強く説得す
るといふ「愛情」もあるのではないか。もちろん、「愛情」
が強ければ説得できるはずだと主張したいのではない。
どれだけ説得が続けても、親の差別意識が強固であれば
結婚の容認には至らないかもしれない。しかし、親に従
順であることが「愛情」ではなく、愛している親が
差別意識を保持していることを悲しみ、それをただす努
力をすることも「愛情」なのではないだろうか。

とはいえ、自分の親と部落出身男性との間の調整役が
長期化すると、部落外出身女性が疲れきってしまうおそ

れがある。Eさんのように、彼女を気遣い、彼女のペースで説得を続けることが必要であると思われる。また、AさんやEさんの事例にあるように、結婚差別経験者や友人等のサポートは重要である。

六 ややむく

これまでみてきたように、「自立的態度」と「反差別的態度」は相互に影響をしており、結婚差別を乗り越えるとき、両者を同時に形成することが課題となる。事例1や2でみてきたように、女性としての「自立的態度」の表明は、親の差別意識にたいして「反差別態度」を示すことを通じて達成される。これまで親に対して「いい子」であった女性にとって、部落問題の知識の獲得によって部落差別の「おかしさ」を認識することは、従うべきであると思われる。親の意見を相対化し「自立的態度」をとるきっかけになる。Aさんが、母親から「二十何年間今まで親に逆らったことがない(のに)、なんでこの段になって親に逆らうの」と言われたように、結婚差別に対する「反差別的態度」の表明こそが、人生において最大の「自立的態度」を示す機会になる場合もあるのだ。逆に、親への従属的態度は、親の差別的態度との

共犯関係に陥る。結婚差別を行っている親の意見に従うということは、本人の差別意識の有無に関わらず、その人も差別に加担することになるのだ。

このようにふたつの課題が切り離せないがゆえに、結婚における重層差別的状況においては、むしろ両方の課題を同時に乗り越えてしまえるだけの原動力が必要となるだろう。それを支えるのは、部落出身のパートナーであり、友人たちである。部落外出身の女性は、ややもすると親とパートナーとの板挟みになりがちである。彼女が説得的立場をとることを性急に望むのではなく、もつともストレスの高い立場であることを理解し、周囲が支えていく必要があるだろう。反対に、「自立的態度」が形成できなければ親の「差別的態度」と共犯関係に陥るし、「反差別的態度」が形成できなければ親に対して「自立的態度」をとることが困難になる。

ところで本稿では、ここまで「親による結婚の容認」が結婚の前提条件であるかのように議論してきた。しかし、日本国憲法の第二四条には「婚姻は、両性の合意にのみ基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない」と明記されている。つまり本来、結婚は当人同士が同意すれば可能なことから、親兄弟がいくら反対して

も婚姻を妨げることはできない。「イエ制度」的な考え方にこだわらず、個人と個人の結婚の原則を徹底すれば、結婚差別は成立しないはずなのである。

最後に補足しておきたい。本稿で筆者が述べる「自立的态度」とは、必ずしも親に反抗することや「駆け落ち」するということを意味しない。

本稿の事例からわかることは、結婚差別を受けたカップルは最終手段として「両性の合意にのみ基づいた」結婚としての駆け落ちを選択肢として持ち合わせてはいるのだが、かれらがまず第一に望んでいるのは親兄弟や友人の「祝福」を得て結婚することである。身近な人々に祝福されて結婚したいという気持ちは、誰しもが抱くものである。かれらは、自らの意思で決めた相手との結婚を周囲の人々にも認めてほしいという、ただそれだけのことを望んでいるのに、それが達成できないことに悩んでいる。

そのような悩みに対して、周囲の「祝福」を望むだけが「幸せ」ではないという批判もあるかもしれない。つまり、周囲の「祝福」を伴った結婚が「幸せ」であるという考えが考えている限り、結婚にまつわる「幸せ」の選択肢の幅が不当に狭められた状態が続き、そのことよって「イエ制度」的結婚や結婚差別が温存されているとい

うことだ。狭められた意味での「幸せ」な結婚とは、「イエ制度」的結婚が形をかえて生き延びている姿であるといえるかもしれない。

では、われわれは周囲の祝福を期待すべきではないのかといえば、そうではない。「イエ制度」的結婚に反対することと、周囲の祝福を期待しないことは、本来は別のことである。事例でみてきたように、「反差別的態度」に立脚することで「イエ制度」的結婚や結婚差別を拒否すると同時に、親の理解を得る努力をつうじて「祝福」を獲得しているカップルは少なくないと思われる。このような個々のカップルの実践を通じて、さまざまなかたちの幸せを得られるのではないか。

参考文献

- 古久保さくら、二〇〇一「同和地区における結婚―夫婦関係にみるジェンダー」『同和問題の解決に向けた実態等調査報告書』大阪府。
- 木村涼子、一九九六「被差別部落女性のライフ・ヒストリー」『人間関係論集』一三三号、大阪女子大学人間関係学科。
- 熊本理抄、二〇〇三「部落解放運動とジェンダー」『部落解放』五一号、解放出版社。

内閣府、二〇〇一「第二回青少年の生活と意識に関する基本

調査」。

大阪府、二〇〇一『同和問題の解決に向けた実態等調査報告書（被差別体験調査）』。

齋藤直子、二〇〇四「部落と女性」『結婚差別の現状と啓発への示唆』（社）部落解放・人権研究所。

齋藤直子、二〇〇四「結婚後の安定／不安定」『結婚差別の現状と啓発への示唆』（社）部落解放・人権研究所。

玉井真理子、一九九七「部落出身」であると同時に『女性』であること―二人の被差別部落女性の口述生活史より』『研究紀要』一号、国立婦人教育会館。

上野千鶴子、一九九六「複合差別論」『差別と共生の社会学』岩波書店。

注

(1) 部落と女性の複合差別の考察には、木村涼子「一九九六」、玉井真理子「一九九七」、熊本理抄「二〇〇三」などがある。

(2) 事例では、両親が結婚に反対する場合と、父親あるいは母親一方のみが反対する場合がみられたので、本文では総称して「親」と表記している。

(3) 結婚差別研究会とは、二〇〇一年から二〇〇三年にかけて開催された部落解放・人権研究所の結婚差別研究プ

ロジェクトである。メンバーは、田中欣和、西田芳正、笹倉千佳弘、中村清二、内田龍史、齋藤直子である。

(4) 後日、調査メンバーが再度Eさんを訪ねた際には、Eさんらは結婚に至っていた。この事例を、結婚に「成功した」例でなく、「困難になった」例とみなすことには異論があるかもしれない。結果としては「成功した」例ではあるのだが、本稿では、親に対する「自立的態度」がとれなかったことよって一度は破局を迎えた過程に限って分析を行っている。

(5) しかし、結婚という当面の課題を乗り越えるためだけの、表面的な反差別的立場をとる可能性も考えられる。そのため、結婚後の夫婦関係において、結婚相手の差別的態度があらわれてトラブルが生じる可能性も否めない。そのような問題については、拙稿「結婚後の安定／不安定」『結婚差別の現状と啓発への示唆』を参照されたい。

(6) 本稿では、結婚差別を行う親に対する説得の場面だけに議論を限定しているが、本稿で用いた三つの調査では、「駆け落ち」後に十数年かけて結婚の容認を得るといった事例も少なからずみられた。このような長いタイムスパンのある容認も、広い意味での「説得」の成功といえるだろう。